

安全の手引き

I はじめに

当館の管轄であるカリフォルニア州中北部 49 カウンティ（郡）及びネバタ州には、サンフランシスコやラスベガスをはじめとする世界有数の観光都市があり、周辺には世界遺産となっているヨセミテ国立公園やレッドウッド国立・州立公園、有名なワイン産地であるナパ・バレーやソノマ、風光明媚な港町モントレイやカーメル等々、多くの観光スポットを有しています。また、カリフォルニア州は日本経済と結びつきが強く、特にサンフランシスコ・ベイエリア（サンフランシスコ、オークランド、サンノゼ等、サンフランシスコ湾の周辺地域。シリコンバレーもこの地域内）には多くの日系企業が進出しています。一方、教育分野でも充実した環境下にあり、世界的に有名なスタンフォード大学やカリフォルニア大学バークレー校等多数の大学が存在し、多くの日本人留学生の姿が見られます。このように魅力的な当地へは、毎年多くの邦人の方々が、様々な目的で訪れていますが、残念ながら滞在中に事件・事故に巻き込まれる方が少なくありません。

この「安全の手引き」は、当地に滞在中の方のみならず、これから当地への渡航を考えている方々へ、安全対策を考える上で一つの目安としていただくために作成いたしました。本手引きを通じて、「海外における安全」について再考して頂き、皆様お一人お一人がそれぞれの生活環境に合った安全対策を構築され、当地での滞在を安全かつ安心なものとするを願っております。

【当館管轄地域】

○ カリフォルニア州（中北部・49 カウンティ（郡））



○ ネバタ州（全域）



II 防犯の手引き

1 当地における最近の犯罪発生状況

(1) 当地の特色

カリフォルニア州サンフランシスコには、世界中から多くの観光客が集まっており、観光客を狙っていると思われる犯罪が多く発生しています。多くの観光客が集まるゴールデンゲートブリッジやフィッシャーマンズワーフなどでは、写真を撮るなどのために一瞬車を離れた隙に車の窓ガラスを割られ、車内の鞆などが盗まれる。いわゆる「車上ねらい」が多発しており、多くの邦人の方々が被害に遭っています。また、レストランで食事中、椅子にかけた鞆から貴重品がすり盗られる被害の報告も多く受けています。

ネバダ州ラスベガスは、カジノやショーで知られる世界有数の観光地であり、世界中から多くの人が集まります。ラスベガスでは、人混みの中で鞆の中から貴重品をすり盗られる「すり」被害の報告を多く受けており、被害者のほとんどの方はいつ盗まれたか分からない状況で被害に遭っています。

(2) 当地における最近の犯罪発生状況

サンフランシスコ市警の統計によると、警察活動の強化などにより 2023 年の窃盗犯罪発生件数は 44,908 と、2022 年と比較して約 11% の減少（サンフランシスコ市警ホームページ Crime Dashboard 参照 2024 年 6 月 4 日時点の統計）となっています。しかしながら、人口 10 万人あたりの犯罪発生数を日本と比較してみると窃盗は 17 倍以上、強盗は 380 倍以上発生（警察庁令和 5 年警察白書統計資料参照）しており、依然として非常に高い水準にあると言えます。

- ・ 2023 年 サンフランシスコ市 (人口約 80 万人) 犯罪発生件数

- ア 殺人：52 件
- イ 暴行：2,485 件
- ウ 強盗：2,748 件
- エ 窃盗：44,908 件
- オ 強制性交：237 件

- ・ 2022 年 サンフランシスコ犯罪発生件数

- ア 殺人：56 件
- イ 暴行：2,607 件

- ウ 強盗：2,391 件
- エ 窃盗：49,026 件
- オ 強制性交：264 件

ネバダ州ラスベガス主要地域においても、殺人や性犯罪等凶悪犯罪をはじめ犯罪発生件数は依然高い水準にあり、特にすりの被害の報告を多く受けています。人口 10 万人あたりの犯罪発生数を日本と比較してみると窃盗は 8 倍以上、強盗は 90 倍以上発生（Nevada Crime Statistics 参照 2024 年 6 月 4 日時点の統計）しており高い水準にあると言えます。

・2023 年 クラーク郡（人口約 232 万人、ラスベガス市所在）犯罪発生件数

- ア 殺人：176 件
- イ 暴行：7,173 件
- ウ 強盗：1,913 件
- エ 窃盗：66,730 件
- オ 強制性交：1,027 件

・2022 年 クラーク郡犯罪発生件数

- ア 殺人：178 件
- イ 暴行：7,199 件
- ウ 強盗：2,242 件
- エ 窃盗：61,177 件
- オ 強制性交：1,311 件

2 防犯のための具体的注意事項

（1）防犯の基本的な心構え

ア 高い防犯意識の保持

日本は世界でも有数の治安の良い国ですので、日本の治安環境に慣れ親しんだ日本人にとって、海外における滞在では「事件・事故に巻き込まれやすい環境下」に身を置くことになります。海外で安全に滞在するためには、何よりも「自分の身は自分で守る」という高い自己防衛意識を持つことが大切です。

《安全な滞在のための心構え》

- ・滞在地の法律を守り、風俗や習慣を尊重する。
- ・危険な場所には近づかない、夜間の外出は控える。

- ・多額の現金、貴重品は持ち歩かない。
- ・見知らぬ人を安易に信用しない。
- ・犯罪被害に遭ったら抵抗しない。

イ 最新の治安情報の入手と防犯対策の構築

テレビや新聞、ラジオ、インターネット、旅行会社、当館ホームページ、当館からの緊急情報メール（在留届への登録が必要）等を通じて、常に最新の治安情報の入手に努めてください。収集した情報を基に、危険とされるエリアや時間帯を避け、その地域に住む人々が反感を抱くような言動は止める等、適切な安全対策を構築することが重要です。

(2) 犯行形態別の防犯対策

ア 車上ねらい（含部品盗）

サンフランシスコ市内の観光ポイントで、「PREVENT A THEFT」「REMOVE VALUABLES/LOCK YOUR CAR」等の標識をよく目にしますが、このような場所は「車上ねらい」が多発しており、警察が重点的に警戒している地域です。近年、ベイエリアでは車上ねらいや部品盗が多発し、多くの邦人の方々が被害に遭っています。

被害に遭わないためには、第一に「車内にモノを置かないこと」です。犯行は数秒で敢行されますので、**写真を撮る間等の短時間でも車両を離れる場合には、決して貴重品を含む物品を車内に放置しないようにしてください。**また、駐車場所も、可能な限り人目の多い場所や照明の明るい場所を選ぶなど、常に犯罪対策を意識することが重要です。

特に「レンタカー」は、観光や短期出張の方が利用していることから、車内には旅行中の荷物が保管されている可能性が高いとみられて、ターゲットとなっています。

イ すり、置き引き

ラスベガスでは、主要ホテルやカジノが立ち並ぶストリップ大通りを歩行中のすりの被害が報告されています。特に、週末やホリデーシーズンには多くの観光客により、観光地が混雑し、被害が多発しますので、ズボンや上着のポケットに入れず、荷物を身体の前で抱えるなど、**貴重品（パスポートやカード（現金）等）はしっかりと目に見える場所で管理してください。**

また、サンフランシスコやラスベガスのレストランの店内での置き引き

の被害も発生しています。店の雰囲気にとらわれることなく、常に荷物に対する警戒心を怠らないようにしてください。グループで食事中にイスの背もたれに掛けたバッグ、上着や、テーブルに置いた財布・パスポート等を盗まれるケースがよく報告されていますので、荷物が同席者の視界に入っているからと言って油断は禁物です、しっかりと自分の目の見える範囲で管理してください。大きなバッグ等、どうしても床に置かなければならない状況では、荷物を動かされた場合にすぐ気づけるように、足を常時荷物に触れさせてください。

ウ ケン銃等の持凶器使用犯罪

不運にも、けん銃やナイフ等の凶器を用いた犯罪に遭遇した場合には、犯人に抵抗することなく、まずはご自身の安全を第一に考えた行動を取ってください。ひったくりの被害に遭った邦人が被害品を取り返そうと犯人を追いかけ、返り討ちに遭い負傷したり、金品要求を拒否したところ暴行を受け骨折した事件も発生しています。

(3) 注意を要する観光スポット

ア サンフランシスコ市及びその周辺

サンフランシスコ周辺では、フィッシャーマンズワープやゴールデンゲートブリッジ等の観光地において窃盗事件（車上ねらい）が多発している他、サンフランシスコ市内の店舗に集団で侵入し金品を盗む犯罪が発生しています。また、市中心部のユニオン・スクエア南西に位置するテnderロイン（Tenderloin）地区には、薬物中毒者やホームレスが多く存在しています。いずれの地域も夜間の一人歩きはもちろんのこと、昼間であってもできる限り人通りの多い道を選んで歩くなど犯罪の被害に遭わないよう注意をしてください。

また、サンフランシスコ市の東側に位置するオークランド市は、全米の中でも犯罪が多発する地域として有名であり、特に注意が必要です。邦人の強盗被害も発生しています。

イ ラスベガス

ラスベガスの中心部、いわゆるストリップ大通り（Las Vegas Boulevard）は昼夜を問わず多くの観光客で賑わっています。同所では、すりが発生しています。ホテル内でもカジノやレストランにおけるすりや置き引き等、観光客を狙った犯罪が多発しています。

また、多くのカジノや飲食店が24時間営業となっており、大通りには深夜時間帯でも人通りが途絶えることはありませんが、売春、違法ドラッグを持ちかける犯罪者が出没しますので、トラブルに巻き込まれないよう十分な警戒心を持って行動することが必要です。

(4) 特に注意を要する行動

ア 家庭内暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）

米国では、DVに関する法律が、日本同様に厳しく規定されています。DV事案に臨場した警察官は、現場の状況によりどちらか一方を拘束すると言われていています。これまでも、配偶者に対して物を投げたり、手を出して拘束された事例もありますし、怒鳴るだけでもDVと判断される場合があります、近隣の住人から警察に通報されることもありますので、いかなる理由や状況であっても、配偶者に対する粗暴な言動は許されないことを認識する必要があります。

イ 子供との接し方

米国では、子供（18歳未満）に対する犯罪が社会問題となっており、子供は保護すべき対象として、法律等で手厚く保護されています。例えば、暴力を伴うしつけ、父親が子供と入浴する行為、スーパー等の駐車場で車内に子供を残したまま車両を離れる行為等は「児童虐待」「性的虐待」等と見なされ、当事者は逮捕され、刑事事件として訴追される可能性があります。

ウ 警察官の対応

米国では、警察官から何らかの犯罪に関与していると疑われた場合、はっきりと理由を告げられることなく、後ろ手錠を掛けられて拘束されることがあります。日本では考えられませんが、当地では警察官が安全に容疑者の身柄を確保するために、一般的な手段として使われています。例えば、交通違反を犯したことを認識していない運転手が、警察官の指示に従わず、自ら降車した場合、逃走や反撃のおそれがあると判断され拘束される場合があります。状況によっては、けん銃を向けられ、地面に伏せる体制をとらされた上で手錠を掛けられる可能性もあります。

誤って拘束されたとしても、当然、容疑が晴れば解放されます。この時、警察官から「RELEASE/DETENSION CERTIFICATE」と称する書類を交付されることがありますが、これは本件取扱いが逮捕・勾留措置では

ないことを証明するためのものです。関係する警察署等には書類が記録として残りますが、犯罪歴にはならず、今後の出入国で問題になることはありません。

エ 高額な医療費

米国における医療費は極めて高額であり、日本では基本的に無料とされている救急車の利用でさえも、想像以上の額を請求されることがあります。緊急措置を受けた場合、医師に対する費用とは別に、病院から施設使用費等の請求もされることがあります。病院等を利用して医療機関から請求書が届いた場合には、内容を良く確認し、不明な点があれば当該医療機関に直接問い合わせるようにしてください。米国では、連邦政府の補助金を受けている医療機関などは医療通訳を無料で提供することが義務付けられています。米国の医療機関に行かれる場合、言語補助（医療通訳）を必要とされる方は、医療機関に相談ください。

過去には体調不良で救急車で運ばれ治療をし、約400万円請求された事例、脳腫瘍の緊急手術を行い約1600万円請求された事例もあります。

滞在地における交通事故や病気等、あらゆる事態を想定し、十分な補償を受けられる保険（海外旅行保険）に加入することを強くお勧めします。

オ 薬物犯罪

カリフォルニア及びネバダ州においては、21歳以上の者が嗜好品としてのマリファナを1オンス以下（濃縮タイプはカリフォルニア州が8グラム、ネバダ州が1/8オンス以下）所持及び使用することが一定の条件の下、違法ではなくなりました。

しかしながら、米国の連邦法では、引き続きマリファナは幻覚作用のある禁止薬物として罰則規定が設けられています。

また、日本では大麻取締法において、大麻の所持・譲受（購入を含む）等については違法とされ、処罰の対象となっています。この規定は日本国内のみならず、海外において行われた場合であっても適用されることがあります。

◆ 海外邦人事件簿

3 交通事情と事故対策

(1) 警察官による停止指示

車両運転中に警察官に停止を求められた場合、両手をハンドルの上に置き、そのまま乗車した状態で、警察官の指示に従ってください。慌ててポケットやバッグから免許証を取り出そうとすると、けん銃を取り出そうとしていると勘違いされる場合もあり大変危険です。また、勝手に車両から降りたりすると、逃走や抵抗しようとしているものと判断され、身柄を拘束されることがありますので、警察官への対応には十分注意してください。

(2) 飲酒運転

飲酒運転は、日本と同じく、当地でも厳しく処分されます。血中アルコール濃度が0.08%（商業車を運転する場合0.04%、21歳未満の者が運転する場合0.01%）以上で運転した場合、警察に逮捕・拘留され、罰金・奉仕活動が課せられ、更には飲酒に関するカウンセリングを受講しなければなりません。

飲酒に関連した交通事故は、損害賠償額も極めて高く、事故を起こした本人のみならず、本人の家族、そして被害者や被害者の家族にも深刻な影響を及ぼすことになることを改めて認識し、**飲酒運転は絶対にやめてください。**

(3) 交通事故

当地において不運にも交通事故を起こしてしまった場合、事故の程度によっては、警察官が臨場せず、自動車保険会社への通報のみによって手続きが終了することがあります。しかし、事故後における事故当事者との交渉において色々な問題が発生する可能性がありますので、可能な限り、物件事故発生時の状況（相手の人定事項、車種、発生時間、破損箇所、破損程度、進行方向、通行車線、通行区分、停止線位置、衝突認識位置、衝突後車両停止位置、信号設置場所、信号サイクル、道路標識設置位置、車両相互の視認状況、各種動作確認及び天候等）を記録しておくことが重要です。

4 テロ対策

当地治安機関は、当館管轄区域内（カリフォルニア州北中部及びネバタ州）において、テロ発生の具体的な情報は把握していないとの見解を示していま

す。しかし、2023年10月にFBI長官が、イスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突が国内のテロのリスクを高める可能性があるとするなど、引き続き米国は潜在的にテロの脅威にさらされている状況にあるといえます。

世界中の国々が様々なテロ対策を打ち出していますが、テロを完全に回避できるという対策はありません。日頃からテロに対する意識を高め、高い警戒心を持ち、関連情報に注意を払うなど、自分で出来る努力を積み重ねていくことが何より重要であることは間違いありません。

◆ 海外旅行テロ・誘拐対策

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/pdfs/travel_abroad.pdf

◆ ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html

5 緊急時の連絡方法

(1) 当地の緊急連絡先

◆ 警察・消防・救急：911

◆ 在サンフランシスコ日本国総領事館：415-780-6000

(領事・警備班邦人援護担当 内線：6073, 6103)

※ 緊急事態における総領事館内設置の緊急対策本部（緊急時のみ）

：415-780-6018 ～ 6023

◆ ベイエリア医療関係等リスト

http://www.sf.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/m10_03.html

(2) 総領事館への通報

各種犯罪被害等のご相談は、当館領事・警備班邦人援護担当へご連絡ください。

執務時間外や祝祭日における緊急時の対応として、上記の代表電話から、日本語によるオペレーターが24時間対応しています。

(2) 弁護士・通訳等の紹介

当地治安機関に身柄拘束された方及び事件の被害に遭われた方等に対応するため、当館管轄区域内で活動されている弁護士事務所に関する情報を提供しておりますので、当館HPをご確認ください。

<https://www.sf.us.emb-japan.go.jp/files/100573708.pdf>

(3) 収監先からの連絡

逮捕・拘禁された場合、領事との面会や連絡を希望すればご家族との連絡支援や弁護士等の情報を提供いたしますので、総領事館に対して通報を要請する旨を事件担当の治安機関又は拘禁施設に伝えてください。

(4) 在留届

在留届は、各種領事手続きに利用されるだけでなく、緊急時には安否確認を行うための基礎データとして在外公館では活用しています。**旅券法では、海外に3ヵ月以上滞在する場合は大使館・総領事館へ「在留届」を提出することが義務付けられています**ので、ご家族のためにも外務省ホームページ「ORR ネット (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)」若しくは直接在外公館にお越しいただき、在留届を提出してください。日本から転居する場合には、住所が決まっていなくても、日本出発の3ヶ月前からオンライン提出が可能です。

この他、住所その他届出事項に変更が生じたときは「変更届」を、日本への帰国や他国に転居する際には「帰国・転居届」を、上記 ORR ネットを通じて提出してください。

(5) たびレジ

「たびレジ」とは、海外旅行や海外出張される方が、旅行日程、滞在先、連絡先などを登録すると、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急時の電話連絡などが受け取れるシステムです。サンフランシスコ等への短期渡航、およびサンフランシスコ等に在留されている方が第三国へ短期旅行する場合には、是非ご登録ください。
(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

また、具体的な旅行予定はなくても、海外の安全情報を入手したいという方や、出張者や駐在員のために常に情報を把握したいという企業・団体、または家族が海外に在留されている方に対し、メールアドレスと国・地域を登録するだけで、最新の海外安全情報や緊急一斉通報を受け取ることができる「たびレジ簡易登録」もあります。ただし、緊急時の電話連絡やお役立ち情報の提供はできませんので、具体的な旅行予定がある場合には、たびレジにご登録ください。

(6) 海外安全アプリ (スマートフォン向けの安全情報配信サービス)

海外安全アプリとは、スマートフォン向けの安全情報配信サービスです。スマートフォンのGPS機能を利用して、現在地及び周辺国・地域の海外安

全情報を表示したり、任意の国・地域を「My旅行情報」機能から選択することで、その国・地域に対する海外安全情報が発出された場合にプッシュ通知（自動的）で受信することが可能となります。また、各国・地域の緊急連絡先を確認することができますので、海外にお住まいの方や海外旅行・出張中の方は、是非ご活用ください。

【ダウンロード先の URL】

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

Ⅲ 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1 平素の準備と心構え（緊急事態に備えての確認事項）

（1）旅券等

旅券の有効期間を常時確認しておいてください（有効期間が1年以内になれば切替が可能です）。旅券の最終ページの「緊急連絡先」は漏れなく記載してください。なお、米国ではグリーンカード（永住許可証）所持者以外の方は、旅券の携帯をお勧めします。

（2）現金等の保管

現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジットカード等の貴重品類は旅券同様に直ぐ持ち出せるように保管しておいてください。

（3）自動車の整備等

自動車をお持ちの方は、常時整備しておくよう心がけて、燃料は十分入れておくようにしてください。車内には、懐中電灯、地図等を備えておくとうまいでしょう。自動車を保有していない方は、近くに住む自動車を持っている人と平素から連絡を取り、必要な場合には同乗できるよう相談しておくことをお勧めします。

（4）携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記現金等に加えて次の携行品を備えておき、直ぐに持ち出せるようにしておいてください。

- ア 衣類、着替え（長袖、長ズボン、麻、綿等吸湿性に富む素材を）
- イ 履物（行動に便利で靴底の厚い頑丈なものを）
- ウ 洗面用具（タオル、歯磨きセット、石けん等）
- エ 非常用食料

暫くの間、自宅待機する場合は想定して、米、調味料、缶詰類、イ

インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを家族全員が7日間程度生活できる量を準備しておいてください。これらの非常用食料を保管している自宅から他の場所へ避難する際には、この中からインスタント食品、缶詰類、粉ミルク、ミネラルウォーターを入れた水筒を携行するようにしてください。

オ 医薬品等

常備薬、常用薬、外傷薬、消毒用石鹸、衛生綿、包帯、絆創膏等

カ ラジオ

当地において有事の際に公共の放送局を受信できる電池仕様のもの
(KCBS 740 AM及び106.9 FM等)

キ 携帯電話、充電器

ク その他

懐中電灯、ライター、ロウソク、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、ヘルメット、マスク、手指消毒・除菌剤、トイレットペーパー

(5) 緊急時の連絡先・方法の整備

実際に不測の事態が起こった場合に親族や企業を含む所属団体間で迅速かつ確実に連絡がとれるよう、連絡先を共有しておき、年1回は、緊急連絡網による訓練をするようにしてください。

組織・団体に所属していない場合でも、近隣在住の知人・友人等と日頃のお付き合いを通じて、緊急事態が発生した際の連絡先を交換しておくこと。

(6) 避難経路・場所の確認

自宅、勤務先における避難経路や家族の避難場所、また通勤途上等における一時避難場所等をあらかじめ確認・検討するようにしてください。

(了)